

公益財団法人 日本サッカー協会
2020 年度 第 12 回理事会

2020 年 11 月 19 日(木)

追認事項

1. 連盟・リーグ等への新型コロナウイルス感染症対策支援金（仮称）の件

2020 年 10 月の理事会で決議された本件について、FIFA コロナ救済基金を充当申請するにあたって当該理事会資料内に FIFA コロナ救済基金を充当することが明記されている必要がある旨、FIFA より指示があった。そのため、前回の理事会決議資料の最後に追記したい。

以下、10 月理事会での決議内容。

5 月の理事会において、「新型コロナウイルス感染症対策 JFA サッカーファミリー支援事業」における各種連盟や協会組織への対応を 6 月以降の理事会で協議することが決議されたことを受け、2020 年度事業として「連盟・リーグ等への新型コロナウイルス感染症対策支援金（仮称）」を下記の通り支給したい。

なお、都道府県サッカー協会については、2020 年度一括補助金からコロナ禍による中止事業の予算流用等を認めており、また 2021 年度一括補助金の全体予算も同額を確保予定であることから対象外とする。

また、全国大会の運営を基本的な事業としている連盟や高体連、中体連、日本プロサッカー選手会については引き続き、検討したい。

◆基本的な考え

コロナ禍による事業の中止、スポンサーの撤退、登録者減少等による収入減、PCR 検査等の感染対策にかかる追加費用による支出増、経済的に困窮している選手へのサポートなどの他、本年度一時的かつ深刻に財務的な影響を受けた連盟やリーグを支援する。

◆総額

1.84 億円（2020 年第 10 回理事会にて報告の修正予算 3.5 億円）

連盟やリーグに対する支援金上限額のみを決定し、確定額については財政状況を確認しながら確定したい。

◆対象となるリーグと連盟

一般社団法人日本フットボールリーグ、一般社団法人日本女子サッカーリーグ、一般財団法人全日本大学サッカー連盟、一般財団法人全国社会人サッカー連盟、一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟、一般財団法人日本フットサル連盟、一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟、一般財団法人日本ビーチサッカー連盟、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

◆支援金の使途

連盟、リーグの公益目的事業のみ（領収証、振込明細書、請求書等の証書を要提出）

◆その他

次年度については収支状況の見込が立たず、原則として今年度のみ支援としたい。

【追記】

- ・なお本支援金には FIFA COVID-19 Relief Plan(FIFA コロナ救済基金)を充当することとしたい。FIFA COVID-19 Relief Plan(FIFA コロナ救済基金)の概要は以下の通り。
 - －ソリダリティ給付金：1回目は年内50万USD、2回目は来年50万USD、計100万USD（※）
 - －女子サッカー給付金：50万USD
- ※2回目の受領には、1回目の着金後かつ年内に、1回目分の経理報告書の提出が必要